

# 東大阪市多文化共生指針行動計画

(2023年度～2025年度)

2023年(令和5年)3月

東大阪市



## 目次

1 行動計画の基本的な考え方.....	1
1. 行動計画策定の経過及び目的.....	1
2. 行動計画の位置づけ及び期間.....	2
3. 事業シートの見かた.....	3
4. 本市の現状.....	4
2 行動計画推進のための指標.....	8
3 多文化共生に関する施策.....	9
施策の方向性.....	9
(1)人権意識の向上.....	11
(2)外国人住民が安心して暮らせる生活基盤の保障.....	16
(3)子どもの教育の充実.....	27
(4)外国人の人材活用と就労支援.....	33
(5)日常的なつながりの場と機会の創設.....	35
(6)災害時の支援体制の整備.....	39
4 行動計画の推進に向けて.....	43
1. 行動計画の推進体制.....	43
2. 行動計画の進行管理.....	43

## 1 行動計画の基本的な考え方

### 1. 行動計画策定の経過及び目的

本市では日本人住民と外国人住民が同じ地域社会の一員としてともに、安心して暮らせる社会の実現をめざし、2022年(令和4年)3月に多文化共生社会の実現に資する施策を総合的に推進するにあたっての目標や基本方針、施策の方向性を示した東大阪市多文化共生指針(以下「指針」と言う。)を策定しました。

指針では、2022年度(令和4年度)～2031年度(令和13年度)までの目標、基本方針、施策の方向性を示しています。

#### 東大阪市多文化共生指針(2022年度～2031年度)

基本目標…「共生社会の実現」

基本方針…「人権の尊重」

「社会参加の促進」

「多様性と寛容性のある地域社会の形成」

施策の方向性…「人権意識の向上」

「外国人住民が安心して暮らせる生活基盤の保障」

「子どもの教育の充実」

「外国人の人材活用と就労支援」

「日常的なつながりの場と機会の創設」

「災害時の支援体制の整備」

指針において、目標を実現するための具体的な取り組みについては、行動計画として策定するとしていることから、この度、多文化共生社会の実現に資する施策をまとめた東大阪市多文化共生指針行動計画(以下「行動計画」と言う。)を策定しました。行動計画による取り組みを推進していくことで、外国人住民だけでなく日本人住民にとっても住みやすい、すべての人が自分らしく生きられる多文化共生のまちづくりを進めていきます。

## 2. 行動計画の位置づけ及び期間

指針は、東大阪市第3次総合計画を上位計画とし、分野別施策「すべての人の基本的人権が守られる地域社会の形成」「加速するグローバル社会への対応」に沿って方向性を示しています。また、SDGs の理念、総務省の地域における多文化共生推進プラン、第4次東大阪市男女共同参画推進計画などの関連計画を反映し、策定しています。

行動計画は指針に基づき施策を取りまとめるため、行動計画においても、東大阪市第3次総合計画、総合計画に基づく実施計画、SDGs の理念、本市の関連計画の考えを踏まえた計画となっています。

行動計画の期間は、2023年度(令和5年度)～2025年度(令和7年度)としています。指針の期間である 2031年度(令和13年度)までの間、社会情勢の変化、国際情勢、多文化共生に係る国・府の制度の変更、本市の基本計画をはじめとした方針の変更など多文化共生を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、行動計画を見直していきます。



※行動計画は、社会状況の変化などに応じて見直していきます。



#### 4. 本市の現状

本市の人口は1975年(昭和50年)をピークに停滞し、1990年(平成2年)から減少が続いています。外国人住民数は1985年(昭和60年)の22,730人をピークに減少が続いていましたが、2015年(平成27年)以降は増加傾向にあります。

東大阪市の人口総数と外国人住民数(2013年～2022年)

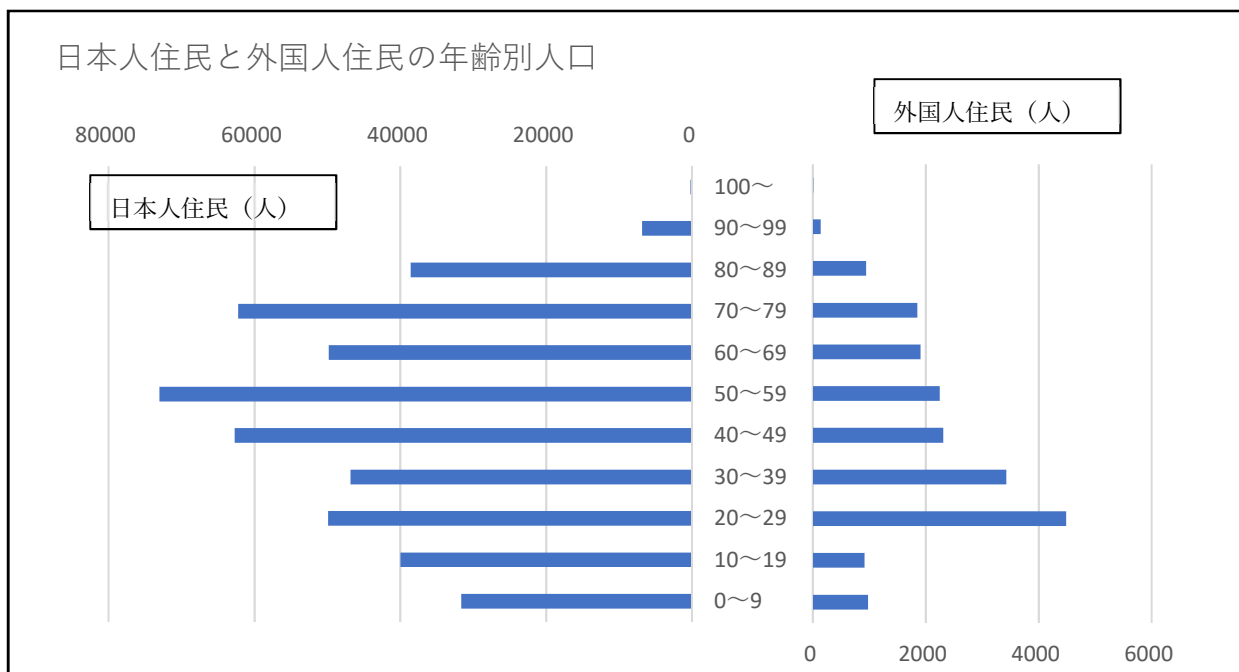
単位:(人)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
人口総数	501,778	499,577	497,066	494,745	492,381	490,364	488,922	486,770	483,003	480,829
外国人住民数	16,708	16,619	16,633	16,947	17,360	17,758	18,500	18,578	18,583	19,257

各年9月末現在の登録人口

2022年(令和4年)の年齢別の人口構成をみると、日本人住民では50～59歳の割合が最も高くなっているのに対し、外国人住民では20～29歳の割合が最も高くなっています。

2022年9月末現在

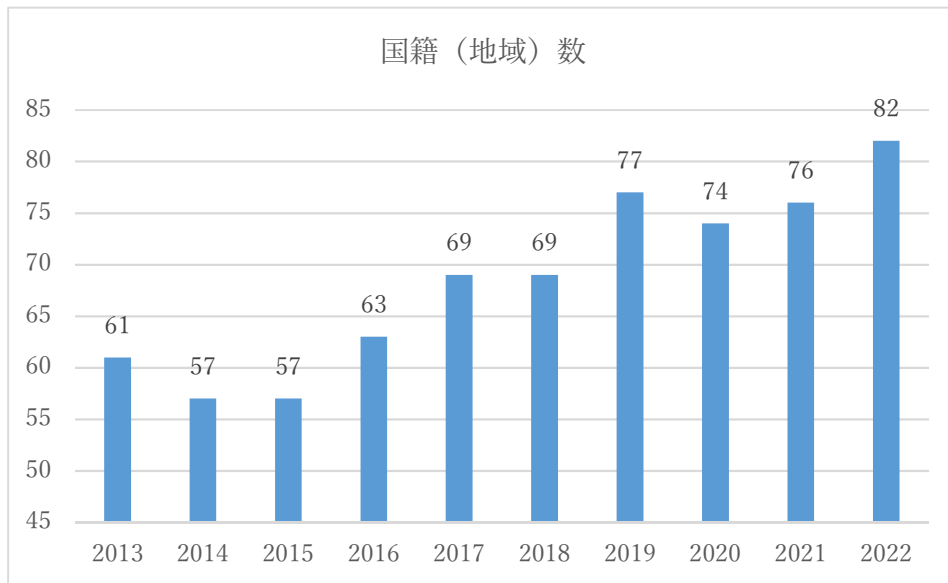


市民生活部市民室市民課のデータに基づき作成

本市の外国人住民の国籍(地域)数では、2013年(平成25年)には61ヶ国でしたが、2022年(令和4年)には82ヶ国となっています。10年間で約20ヶ国増加しており、多国籍化が進んでいることがわかります。

東大阪市の外国人住民の国籍(地域)数 (2013年～2022年)

各年9月末現在

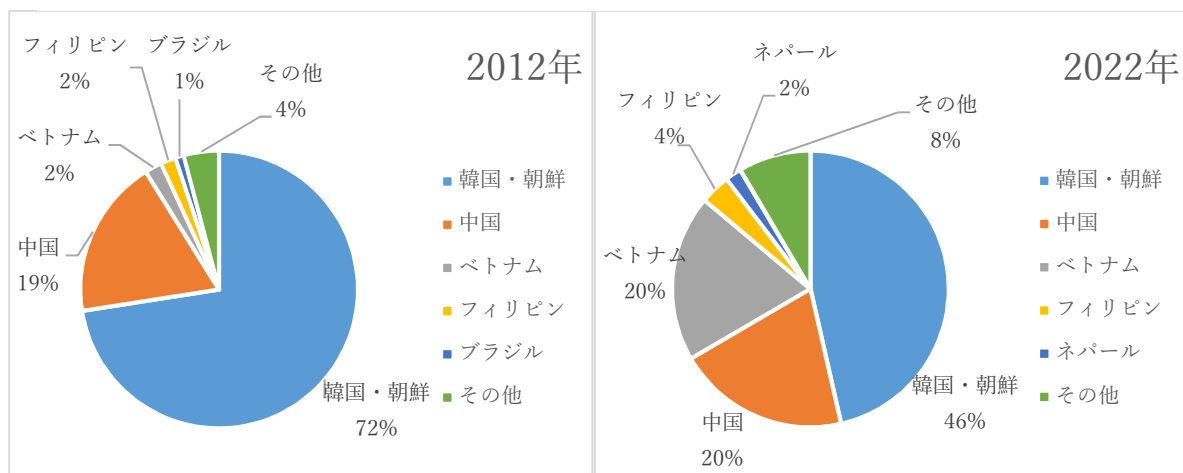


市民生活部市民室市民課のデータに基づき作成

外国人住民の国籍別の割合をみると、2012年(平成24年)には韓国・朝鮮籍が約72%を占めていましたが、2022年(令和4年)には韓国・朝鮮籍が約46%、中国籍とベトナム籍がそれぞれ約20%となっています。

東大阪市の外国人住民の国籍別の割合

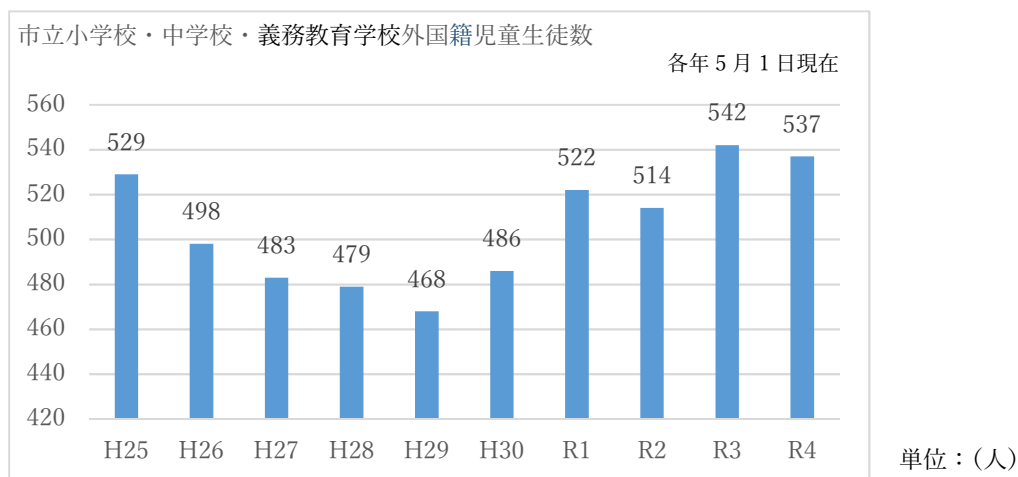
各年9月末現在



市民生活部市民室市民課のデータに基づき作成



東大阪市立小学校、中学校、義務教育学校(中学校夜間学級を除く)の外国籍児童・生徒数をみると、2022年(令和4年)5月1日現在で537人の児童・生徒が在籍しています。国籍別では、19ヶ国の児童・生徒が在籍し、中国籍が約半数を占めています。



学校教育部学事課のデータに基づき作成

市立小学校・中学校・義務教育学校外国籍児童生徒国籍別児童生徒数(2022年5月1日現在)

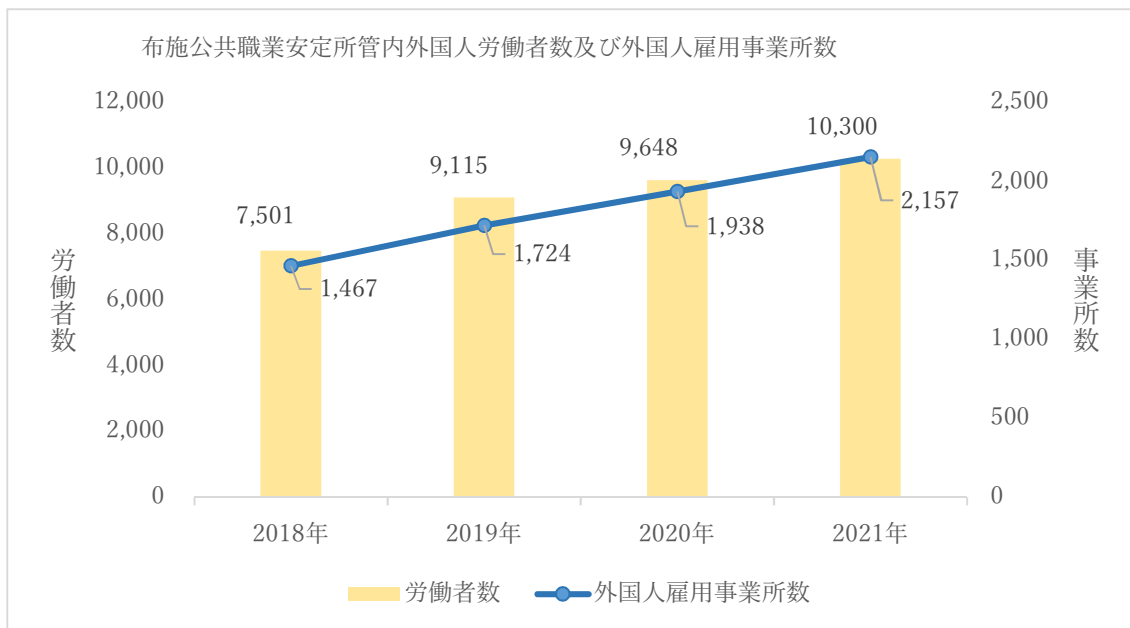
国籍地域	小学校	中学校	計
中国	195	73	268
ベトナム	93	6	99
韓国	56	39	95
フィリピン	20	12	32
ネパール	5	1	6
米国	4	2	6
ブラジル	4	1	5
ペルー	3	1	4
インドネシア	2	1	3
ナイジェリア	2	1	3
台湾	2	1	3
ガーナ	2	0	2
バングラデシュ	2	0	2
モンゴル	2	0	2
イラン	2	0	2
インド	2	0	2
オーストラリア	1	0	1
スリランカ	0	1	1
スウェーデン	0	1	1
合計	397	140	537

(人)

学校教育部学事課のデータに基づき作成

布施公共職業安定所管内(東大阪市、八尾市)における外国人雇用事業所数及び外国人労働者数をみると、2018年(平成30年)には事業所が1,467事業所、労働者数が7,501人でしたが、2021年(令和年)には2,157事業所、労働者数が10,300人となっています。

布施公共職業安定所管内外国人労働者数及び外国人雇用事業所数(2018年～2021年)



大阪労働局における外国人雇用状況の届出状況に基づき作成

## 2 行動計画推進のための指標

施策の方向性	評価指標	現状値	目標値 (令和7年度)
人権意識の向上	人権尊重のまちづくり強化 月間のつどいにおいて人権 についての関心・理解が深 まった参加者の割合	96% (令和4年度)	97%
外国人住民が 安心して暮らせる 生活基盤の保障	多言語による情報提供・相 談事業などを実施する多文 化共生情報プラザの相談件 数及び利用満足度	745件 － (令和3年度)	1100件 80%
子どもの教育の 充実	外国人児童生徒等への日本 語教育の推進により「学級 での授業の内容がわかりや すくなりましたか」という質 問への肯定的回答率	86.8% (令和4年度)	90%
外国人の人材 活用と就労支援	外国人労働者雇用対策事業 におけるセミナー参加者の 満足度及び合同企業説明会 の来場者数	88.3% 43人 (令和3年度)	90% 100人
日常的なつながり の場と機会の創設	日本語教室における ボランティア登録者数 学習者登録者数	105人 99人 (令和3年度 下期)	120人 130人
災害時の支援 体制の整備	多文化共生情報プラザホー ムページにおいて防災や感 染症に関する情報を多言語 により提供した件数	11件 (令和3年度)	24件

### 3 多文化共生に関する施策

施策の方向性		
(1)	人権意識の向上	① 多様な他者を受入れ、理解する意識を醸成する活動
		② 人権教育の充実
		③ 多文化共生の意義の普及
		④ 地域社会において、つながりや助け合いを充実させるための外国人住民との出会いや交流の機会の創出
		⑤ 外国の文化や歴史への認識の促進
(2)	外国人住民が安心して暮らせる生活基盤の保障	相談体制(ワンストップサービス)の充実
		① …多言語化、相談窓口の柔軟な運営、専門機関と連携した相談対応
		② 多言語の情報提供や多様なツールを活用した情報発信…生活、医療・救急、福祉、教育、就労、災害・感染症、住宅等の情報
		③ 公共サービスの制度への理解と利用の促進
		④ 子育て、介護等の支援体制の整備
		⑤ 高齢者や障がい者等の福祉の充実
⑥ 日本語学習の充実と機会拡大		
(3)	子どもの教育の充実	① 日本人を含めたすべての子どもに対する多文化共生教育の推進
		② 在日外国人教育の実践を活かした人権教育の推進
		③ 外国につながりをもつ子どもたちの学習機会の保障と就学支援
		④ 日本語指導が必要な子どもたちへの日本語学習の体制整備
		⑤ 外国につながりをもつ子どもたちが誇りを持てるよう、母語や母文化の学習と継承
		⑥ 外国人保護者への教育情報の提供、支援体制の整備
		⑦ 多文化共生教育を担う人材の育成

施策の方向性		
(4)	外国人の人材活用 と就労支援	① 外国人労働者の労働環境の整備
		② 外国人労働者の相談窓口の設置と対応、情報提供等の支援
		③ 外国人労働者を雇用する企業への各種制度や受入れ方法等の情報提供と支援
		④ 留学生の就職促進と就労支援
		⑤ 地域の特徴や外国人の発想を活かした起業の支援
		⑥ 外国人の就労を産業界全体で支援するための商工会議所などの経済団体との連携と仕組みづくり
		⑦ 国、大阪府など関係団体との連携
(5)	日常的なつながりの場と機会の創設	① 外国人住民の地域社会への参加の促進
		② 外国人住民の地域参加の推進役を担う人材の育成と支援
		③ NPO等との連携
		④ 外国人住民の言語や文化、歴史的背景を学ぶ機会の提供
		⑤ 日本人住民と外国人住民が交流し、理解を深める場づくり
		⑥ 市民による多文化共生をテーマにしたイベントの支援
		⑦ 外国人住民の意見表明の機会の設置と尊重
		⑧ 外国人コミュニティの支援と連携
		⑨ 国際交流センター設置についての継続的な検討
(6)	災害時の支援体制の整備	① 災害や感染症等に関する情報の多言語化、やさしい日本語の導入など効果的な情報発信
		② 防災に対する意識啓発・防災教育と訓練等への参加促進
		③ 感染症流行時における新型コロナウイルス感染症対応の経験を活かした支援情報の効果的な発信と相談体制の整備、生活の安定化への支援
		④ 文化、宗教、生活習慣等に配慮した災害時の支援体制の整備

## (1)人権意識の向上

- ①多様な他者を受入れ、理解する意識を醸成する活動
- ②人権教育の充実
- ③多文化共生の意義の普及
- ④地域社会において、つながりや助け合いを充実させるための外国人住民との  
出会いや交流の機会の創出
- ⑤外国の文化や歴史への認識の促進

取組・事業名	多文化理解講座		担当課
方向性 No	(1)－③、(1)－⑤、(5)－④		多文化共生・ 男女共同参画課
事業内容・方針	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく多文化共生の市民意識啓発のため、各種多文化理解講座を実施する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	実施	実施

取組・事業名	市民人権講座、人権尊重のまちづくり 強化月間のつどいの実施		担当課
方向性 No	(1)－①		人権啓発課
事業内容・方針	広く市民の人権意識の高揚を図るため、市民人権講座、人権尊重のまちづくり強化月間のつどいを実施する。身近な人権課題を取り上げ、市民とともに人権が大切にされるまちづくりを考える機会を設ける。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	推進	推進	推進

取組・事業名	親と子の人権教室		担当課
方向性 No	(1)－①		人権啓発課
事業内容・方針	市民啓発の一環として、学校教育と連携して、在日外国人教育にかかわる取り組みを通して、親と子が戦争の残した爪あとの悲惨さと平和の大切さをともに考え、幸せに生きる権利を互いに尊重することを目的とし、開催する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	実施	実施

取組・事業名	多文化共生をテーマにしたイベントを通じた市民との交流		担当課
方向性 No	(1)－①、(1)－④、(5)－⑤		多文化共生・男女共同参画課、人権啓発課
事業内容・方針	東大阪国際交流フェスティバル・盾津ふれあいフェスティバルに参加し、パネル展示等を通じて、市民との交流や人権に関する啓発を行う。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	民族文化講座		担当課
方向性 No	(1)－①、(1)－⑤、(5)－④		人権啓発課
事業内容・方針	日本人市民の韓国・朝鮮に対しての偏見や差別意識等をなくし、共に言葉や文化等を学び相互理解、共通認識を持つため、ハングルを学ぶ講座を実施する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	実施	実施

取組・事業名	人権啓発冊子「ハーモニー」の発行		担当課
方向性 No	(1)－①		人権啓発課
事業内容・方針	人権・平和に関する発行物の中で、外国人の人権について掲載する。職員研修や生涯学習出前講座でも活用する。公共施設での配架のほか、人権啓発事業やふれあい祭りで配布するなど、広く啓発する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	舞踊、言語及び歴史教室事業		担当課
方向性 No	(1)－①、(1)－②、(1)－⑤		荒本青少年センター
事業内容・方針	外国につながりを持つ子どもたち及び共に考え支えあう子どもたちの活動を通して、民族意識の自覚と、あらゆる差別を許さない人権感覚を学ぶ教室事業を実施する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	実施	実施

取組・事業名	青少年センター子ども会活動		担当課
方向性 No	(1)－①、(1)－②、(1)－③		長瀬青少年センター
事業内容・方針	外国につながりを持つ子どもたちと共に考え支えあう子どもたちが集まり、お互いの立場を学び、考え、違いを認め合える活動をしている。民族意識の自覚と民族差別をはじめ、あらゆる差別を許さない人権感覚をもった子どもの育成及び文化活動、人権学習、交流活動、集団活動(多文化共生の実践)を行う。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	実施	実施

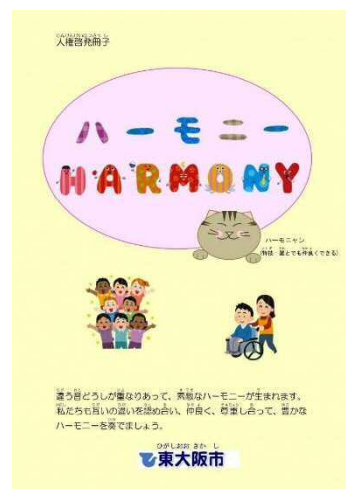


取組・事業名	青少年センター教室活動		担当課
方向性 No	(1)－③、(1)－⑤、(5)－④		長瀬青少年センター
事業内容・方針	市民向けに文字や会話を学びながら、朝鮮半島の文化や風習なども学ぶハングル講座を市政だよりで広く募集し、開催する。外国の文化に触れる場を設け、楽しく学び、理解を深めながら、多文化共生の意義についての啓発を進める。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	実施	実施

取組・事業名	職員研修の充実		担当課
方向性 No	(1)－②、(1)－③		人事課
事業内容・方針	共生社会の実現のため、多様性を認め合い、個性を活かした組織づくりに取り組める人材の育成をめざし、基本研修等において、外国人住民との共生をテーマとした研修を実施する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続



多文化理解講座



人権啓発冊子「ハーモニー」

取組・事業名	東大阪市在日外国人教育研究協議会への支援充実		担当課
方向性 No	(1)－②、(1)－③、(3)－②、(3)－⑦		人権教育室
事業内容・方針	東大阪市在日外国人教育研究協議会が主催する「小・中サマースクール」「中国からの子どもの集い」「ワールドパーティ」「進路の集い」が外国につながるのある子どもの課題に対して適切に取り組まれ、充実したものになるよう支援していく。また、在日外国人教育担当者会や3つの研究部会の活動を通して、在日外国人教育の充実、多文化共生社会の実現に向け、教職員の学びの場、実践交流の場が充実したものになるよう支援していく。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	「東大阪市人権教育基本方針」「東大阪市人権教育推進プラン」		担当課
方向性 No	(1)－②、(3)－②		人権教育室
事業内容・方針	本市の教育分野において人権教育を総合的に推進するための基本的な考え方を「東大阪市人権教育基本方針」で示している。基本方針を実効あるものにするために「東大阪市人権教育推進プラン」を策定している。基本方針、推進プランを近年の社会状況をふまえ、令和3年3月に改訂した。国や大阪府、本市における他の計画等との整合性や人権問題をめぐる情勢の変化に対応し、あらゆる教育活動を通してさまざまな違いや生き方を認め合い、共に生きていくことの素晴らしさを実感できる人権教育を推進する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

## (2)外国人住民が安心して暮らせる生活基盤の保障

- ①相談体制(ワンストップサービス)の充実…多言語化、相談窓口の柔軟な運営、専門機関と連携した相談対応
- ②多言語の情報提供や多様なツールを活用した情報発信…生活、医療・救急、福祉、教育、就労、災害・感染症、住宅等の情報
- ③公共サービスの制度への理解と利用の促進
- ④子育て、介護等の支援体制の整備
- ⑤高齢者や障がい者等の福祉の充実
- ⑥日本語学習の充実と機会拡大

取組・事業名	多文化共生情報プラザ			担当課
方向性 No	(2)－①、(2)－②			多文化共生・ 男女共同参画課
事業内容・方針	11言語以上の多言語で対応するワンストップ型相談窓口として、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、情報提供及び収集事業、各種相談事業を実施する。			
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	推進	推進	推進	

取組・事業名	外国人のための1日相談サービス in 東大阪			担当課
方向性 No	(2)－①			多文化共生・ 男女共同参画課
事業内容・方針	法律相談、在留資格、国民健康保険、国民年金、児童手当・児童扶養手当、年金・社会保険、生活全般に関する困り事や悩み事等に対して弁護士による法律相談をはじめ、専門家や市職員による相談・情報提供を多言語で実施する。			
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	実施	実施	実施	

取組・事業名	妊娠、出産、子育てに関する情報の多言語による提供		担当課
方向性 No	(2)－②、(2)－④		母子保健・感染症課、保健センター
事業内容・方針	必要な方に多言語の母子手帳、乳幼児健康診査の問診票等を提供している。ボランティア通訳派遣や三者通話を依頼し、妊娠、出産、子育てに関する多言語での電話相談や訪問指導の体制を確立している。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	感染症の医療や健康に関する情報の多言語による提供		担当課
方向性 No	(2)－②、(6)－①		母子保健・感染症課、保健センター
事業内容・方針	医療・健康に関する相談があった場合は、患者の職場の通訳等の協力依頼や三者通話、職員(翻訳機の活用)による個別対応を行っている。また多言語の服薬手帳やパンフレットを提供している。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	文化施設マップ(英語版)の設置		担当課
方向性 No	(2)－②		文化のまち推進課
事業内容・方針	「文化のまち、東大阪市」を知ってもらえるよう、文化施設マップの英語版を本庁舎1階市政情報コーナー等に設置する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	歩きたばこ防止対策事業		担当課
方向性 No	(2)－②		美化推進課
事業内容・方針	歩きたばこ防止の目的で啓発ステッカー及びポスターの表示の中に、英語・中国語・韓国語・ベトナム語も加え、啓発に取り組む。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	資源物の持ち去り防止対策		担当課
方向性 No	(2)－②		循環社会推進課
事業内容・方針	家庭から分別して出された資源物(缶・びん)・大型ごみ・不燃の小物が、市の収集前に第三者により持ち去られる事例を防止する目的で、持ち去り禁止シートを日本語のものに加え英語・中国語・韓国・朝鮮語・ベトナム語に翻訳したものを作成し啓発に取り組む。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	多文化共生情報プラザだよりの発行		担当課
方向性 No	(2)－②、(2)－③		多文化共生・男女共同参画課
事業内容・方針	市政だよりの生活情報を英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語に翻訳し、発行する。プラザのホームページに掲載するほか、市役所1階市政情報コーナーや行政サービスセンターに設置する。また、市内の学校園や保育所、日本語教室や関係者に送付し、情報発信する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	多文化共生情報プラザのホームページの公開		担当課
方向性 No	(2)－②、(2)－③		多文化共生・男女共同参画課
事業内容・方針	市ウェブサイトが多文化共生情報プラザのページを掲載し、重要な行政情報を日本語、英語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、やさしい日本語に翻訳し、提供する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	WIP メール配信サービス		担当課
方向性 No	(2)－②		多文化共生・男女共同参画課
事業内容・方針	多文化共生情報プラザのホームページが更新されたときに配信希望登録者に対して、メールでその情報を配信し、迅速な情報提供に努めている。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	東大阪市防災ハザードマップ(洪水・土砂災害・ため池)		担当課
方向性 No	(2)－②、(6)－①		危機管理室
事業内容・方針	寝屋川流域等の想定最大規模降雨による浸水想定区域や土砂災害警戒区域、市が発令する避難情報、防災情報の収集や避難行動をまとめたハザードマップを作成しており、その中で Uni-Voice(ユニボイス)を掲載し、スマートフォンで読み取ると、各種情報を英語・中国語・韓国語・ベトナム語へ翻訳することができ、外国人も読めるよう努めている。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	火災で被災された方への案内		担当課
方向性 No	(2)－②、(6)－①		予防広報課
事業内容・方針	火災で被災された方の生活再建の手助けとなるように、各種申請や届出などの資料「火災で被災された方へ」の英語・中国語・韓国語・ベトナム語の翻訳バージョンを作成し、活用している。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	救急現場活動の多言語対応		担当課
方向性 No	(2)－②、(6)－④		警備課
事業内容・方針	救急現場活動における情報収集時の多言語対応として、救急隊用のスマートフォン多言語翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用している。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	119 番通報の多言語対応		担当課
方向性 No	(2)－②、(6)－④		通信指令室
事業内容・方針	119 番通報時、外国語による対応が必要となった場合、119 番通報を切ることなく多言語通訳コールセンターとつなぎ、3 者通話による通訳対応を行う。(24 時間 365 日、英語、中国語、韓国語、ベトナム語等の 19 言語に対応)		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	消防局防災学習センター		担当課
方向性 No	(2)－②、(6)－①、(6)－②		予防広報課
事業内容・方針	消防局防災学習センター内で使用する映像「家族で学ぶ東大阪市の防災学習」「災害から守れ私たちの暮らし」「トライ君の防災教室」の英語・中国語・韓国語・タガログ語の字幕入りバージョンを作成、活用し、外国人の防災意識を高め、防災学習の大切さを伝えていく。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	外国語翻訳アプリを導入した窓口タブレット端末の設置		担当課
方向性 No	(2)－②		情報政策課
事業内容・方針	外国人住民に対し、正確な案内・対応ができるよう、各窓口外国語翻訳アプリを導入したタブレット端末を設置している。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	多言語による就学情報の提供		担当課
方向性 No	(2)－②、(3)－⑥		学事課
事業内容・方針	外国籍の就学案内(入学のご案内)、就学援助、入学準備費(就学援助)、夜間学級就学援助に関する情報を多言語に翻訳、提供し、外国籍の方も日本の学校へ入学可能であることや、就学援助制度の周知に努めていく。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続



取組・事業名	市ウェブサイトの管理運営		担当課
方向性 No	(2)－②		広報課
事業内容・方針	市ウェブサイトの管理運営において、Translation by Google(Google 翻訳)を令和4年3月から導入し、100以上の言語数に対応している。不正確な翻訳の改善および、さらなる機能の充実を図り、市民に見やすく分かりやすいウェブサイトの構築を行う。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	清掃啓発事業		担当課
方向性 No	(2)－②		環境事業課
事業内容・方針	『ごみの分け方・出し方』パンフレットを英語・中国語・朝鮮語・ベトナム語に翻訳したものを作成し、活用する。ごみの出し方や収集日、分別方法などをスマートフォンやタブレット端末から簡単に確認することができるアプリ「さんあ〜る」を英語・中国語・朝鮮語・ベトナム語に対応した仕様にする。ウェブサイト、東大阪市 LINE 公式アカウントも活用し、ごみの出し方について周知に努める。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	語学ボランティア制度		担当課
方向性 No	(2)－②、(2)－③		多文化共生・男女共同参画課
事業内容・方針	本市行政サービスの提供において、通訳又は翻訳の必要がある所属に対してボランティアを派遣する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	避難所での多言語支援		担当課
方向性 No	(2)－②、(6)－④		危機管理室
事業内容・方針	避難所運営の一環として、新型コロナウイルス感染症対策に関する内容を含め必要となる案内表示等を多言語で作成し、各避難所へ配備する。案内表示は、英語・韓国語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語・スペイン語の6か国語で記載する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	在日外国人重度心身障害者特別給付金事業		担当課
方向性 No	(2)－⑤		障害施策推進課
事業内容・方針	年金加入資格の無かった障がい者に対して、在日外国人重度心身障害者特別給付金を給付する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	東大阪市在日外国人高齢者給付金事業		担当課
方向性 No	(2)－⑤		高齢介護課
事業内容・方針	本市に居住する在日外国人(日本国籍を取得した者を含む)の内、国民年金の制度上、老齢基礎年金の資格を得ることができなかった在日外国人高齢者に対し、高齢者給付金を支給する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	日本語教室の開催		担当課
方向性 No	(2)－⑥、(5)－⑤		多文化共生・ 男女共同参画課
事業内容・方針	日本に住む外国人に日本語を学習する場を提供し、日本語によるコミュニケーションを通じて支援する。学習者とボランティアがペアで日本語を学習することで、学習者にとって貴重な生活情報収集・相談の機会を提供する。また、ボランティアの多文化共生の理解促進、国際交流を図る。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	推進	推進	推進

取組・事業名	遠隔通訳サービス		担当課
方向性 No	(2)－②		多文化共生・ 男女共同参画課
事業内容・方針	行政サービスセンターに設置したタブレットから Zoom のアプリを利用し、多文化共生情報プラザにいる専門員とビデオ通話によりつながり、離れた場所で通訳サービスを提供する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	新規	継続	継続

取組・事業名	住宅確保要配慮者の住まいの確保		担当課
方向性 No	(2)－②		企画推進課
事業内容・方針	住宅確保要配慮者・大家さん向け住まいのガイドブックの作成、Osaka あんしん住まい推進協議会への加入により、住宅確保要配慮者の住まい探しの相談に対応する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	災害や感染症に関する情報の多言語化、やさしい日本語による情報発信		担当課
方向性 No	(2)－②、(6)－①		多文化共生・男女共同参画課
事業内容・方針	多文化共生情報プラザにおいて防災や感染症に関する情報を多言語、やさしい日本語で提供し、外国人が迅速に必要な情報を得ることができるよう努めている。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	推進	推進	推進

取組・事業名	多言語による教育情報の提供		担当課
方向性 No	(2)－②、(3)－③、(3)－⑥		学校教育推進室
事業内容・方針	小中学生とその保護者を対象に行う「多言語進路ガイダンス」で、高校入学者選抜の実施要項の説明、日常の学校生活の説明等を多言語で行う。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	市役所本庁舎での多言語による案内表示		担当課
方向性 No	(2)－②		管理課
事業内容・方針	市役所本庁舎の施設案内板で日本語と英語を併用している。それ以外の言語については、案内板に掲載している二次元コードを読み取ることで翻訳された案内を確認することができるよう対応している。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	やさしい日本語の活用促進及び普及・啓発		
方向性 No	(2)－②		
事業内容・方針	職員によるやさしい日本語の活用を促進するため、人事課とも連携し、職員研修でやさしい日本語を取り上げるなど、やさしい日本語の普及啓発に取り組む。外国人住民だけではなく市民に必要な情報がよりわかりやすく伝わるように努める。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	新規	継続	継続



多文化共生情報プラザ



ごみの出し方・分け方(ベトナム語)

### (3)子どもの教育の充実

- ①日本人を含めたすべての子どもに対する多文化共生教育の推進
- ②在日外国人教育の実践を活かした人権教育の推進
- ③外国につながりをもつ子どもたちの学習機会の保障と就学支援
- ④日本語指導が必要な子どもたちへの日本語学習の体制整備
- ⑤外国につながりをもつ子どもたちが誇りを持てるよう、母語や母文化の学習と継承
- ⑥外国人保護者への教育情報の提供、支援体制の整備
- ⑦多文化共生教育を担う人材の育成

取組・事業名	未来市民教育「夢 TRY 科」		担当課
方向性 No	(3)－①		小中一貫教育推進室
事業内容・方針	小中一貫教科として、未来市民教育「夢 TRY 科」を実施し、予測が困難な時代に生きる、これからの社会を担う子どもたちが多様な人との協働をもとに活躍できる力の育成をめざす。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	東大阪市カラフルコミュニケーション		担当課
方向性 No	(3)－①、(3)－②		人権教育室
事業内容・方針	市内小学校において、すべての子どもが、多様な価値観にふれ、互いを尊重する態度を育む多文化共生教育を推進するため、地域と連携した講師派遣等を通じて、各学校で世界中の様々な文化に関する体験的な学習に取り組むための支援を行う。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	東大阪市カラフルコミュニケーションパークの開催		担当課
方向性 No	(3)－①、(3)－②		人権教育室
事業内容・方針	市内小学校にて実施した東大阪市カラフルコミュニケーションでの学びを発表し、交流する場。令和4年度は、年2回(近畿大学・文化創造館)開催。児童や大学・企業によるブース交流に加え、全体シンポジウムを開催する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	拡充	拡充	拡充

取組・事業名	【再掲】 「東大阪市人権教育基本方針」「東大阪市人権教育推進プラン」		担当課
方向性 No	(1)－②、(3)－②		人権教育室
事業内容・方針	本市の教育分野において人権教育を総合的に推進するための基本的な考え方を「東大阪市人権教育基本方針」で示している。基本方針を実効あるものにするために「東大阪市人権教育推進プラン」を策定している。基本方針、推進プランを近年の社会状況をふまえ、令和3年3月に改訂した。国や大阪府、本市における他の計画等との整合性や人権問題をめぐる情勢の変化に対応し、あらゆる教育活動を通してさまざまな違いや生き方を認め合い、共に生きていくことの素晴らしさを実感できる人権教育を推進する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	【再掲】 東大阪市在日外国人教育研究協議会への支援充実		担当課
方向性 No	(1)－②、(1)－③、(3)－②、(3)－⑦		人権教育室
事業内容・方針	東大阪市在日外国人教育研究協議会が主催する「小・中サマースクール」「中国からの子どもの集い」「ワールドパーティ」「進路の集い」が外国につながるのある子どもの課題に対して適切に取り組まれ、充実したものになるよう支援していく。また、在日外国人教育担当者会や3つの研究部会の活動を通して、在日外国人教育の充実、多文化共生社会の実現に向け、教職員の学びの場、実践交流の場が充実したものになるよう支援していく。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	外国籍児童生徒の就学状況の把握		担当課
方向性 No	(3)－③		学事課
事業内容・方針	文部科学省「外国人の子どもの就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」に基づき、外国籍の義務教育対象年齢の方すべてに教育の機会が与えられるよう就学先把握のアンケートを実施し、確認する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続



取組・事業名	【再掲】 多言語による就学情報の提供		担当課
方向性 No	(2)－②、(3)－⑥		学事課
事業内容・方針	外国籍の就学案内(入学のご案内)、就学援助、入学準備費(就学援助)、夜間学級就学援助に関する情報を多言語に翻訳、提供し、外国籍の方も日本の学校へ入学可能であることや、就学援助制度の周知に努めていく。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	外国人児童生徒等への日本語教育等の推進		担当課
方向性 No	(3)－④		人権教育室
事業内容・方針	日本語指導が必要な児童生徒に対し、一人ひとりに応じた個別支援の実現に向け、各学校及び市内全域での日本語指導体制の構築、日本語指導の充実に取り組む。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	推進	推進	推進

取組・事業名	外国籍児童生徒の本名使用の支援		担当課
方向性 No	(3)－⑤、(3)－⑦		人権教育室
事業内容・方針	外国籍児童生徒の本名使用率の現状を踏まえ、在日外国人教育等を通してマイノリティの立場の児童生徒が自分らしく生きることのできる環境づくりを進めるため、本名使用に向けた小・中学校の取り組みの推進及び本名を使用しやすい環境の醸成等を支援する。また、本名使用に向けた教職員研修会も実施する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	外国文化にふれる教材の管理		担当課
方向性 No	(3)－①		人権教育室
事業内容・方針	個別人権課題ごとに大切にしたい観点や取り組み例、教材例が所収された指導資料等を紹介、提供し、学校園での在日外国人教育、多文化共生教育の実践を支援する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	「母国語学級」の充実		担当課
方向性 No	(3)－⑤		人権教育室
事業内容・方針	学校教育目標及び指導計画に則り、課外活動で母国語を中心に、文化・芸術・歴史等を学習している。母国語学級が円滑に進められるよう、母国語学級の運営に対して指導・助言を行ったり、担当者の交流研修の機会を設けたりするなど、活動の充実に努める。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	研修等を通じた在日外国人教育の推進		担当課
方向性 No	(3)－⑦		人権教育室
事業内容・方針	「東大阪市人権教育基本方針」「東大阪市人権教育推進プラン」に則り、市立学校園における在日外国人教育、多文化共生教育の推進に向け、担当者研修等を実施する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	教職員を対象とした研修の充実		担当課
方向性 No	(3)－⑦		教育センター
事業内容・方針	教職員が各学校・地域の人権教育の諸課題を把握し、多文化共生の学校づくりの推進に向けて取り組みを進めるために必要な研修を充実させていく。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	【再掲】多言語による教育情報の提供		担当課
方向性 No	(2)－②、(3)－③、(3)－⑥		学校教育推進室
事業内容・方針	小中学生とその保護者を対象に行う「多言語進路ガイダンス」で、高校入学者選抜の実施要項の説明、日常の学校生活の説明等を多言語で行う。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続



東大阪市カラフルコミュニケーションパーク

#### (4)外国人の人材活用と就労支援

- ①外国人労働者の労働環境の整備
- ②外国人労働者の相談窓口の設置と対応、情報提供等の支援
- ③外国人労働者を雇用する企業への各種制度や受入れ方法等の情報提供と支援
- ④留学生の就職促進と就労支援
- ⑤地域の特徴や外国人の発想を活かした起業の支援
- ⑥外国人の就労を産業界全体で支援するための商工会議所などの経済団体との連携と仕組みづくり
- ⑦国、大阪府など関係団体との連携

取組・事業名	労働相談		担当課
方向性 No	(4)－②		労働雇用政策室
事業内容・方針	働く上で労働者が抱えるさまざまな問題、事業主が抱える疑問に対して、専門相談員が解決に向けたアドバイスを行っている。 賃金、労働条件、保険など労働問題について、広く相談対応する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	外国人労働者雇用対策事業		担当課
方向性 No	(4)－③、(4)－④、(4)－⑥		労働雇用政策室
事業内容・方針	東大阪市補助金事業として東大阪市商工会議所と連携し、外国人材雇用活用セミナーと外国人留学生向け合同企業説明会・業界研究会を実施する。 外国人雇用についての知識を深めると共に、外国人留学生向けの合同企業説明会を開催し雇用状況の改善につなげる。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	推進	推進	推進

取組・事業名	雇用問題企業啓発事業			担当課
方向性 No	(4)－①、(4)－③			労働雇用政策室
事業内容・方針	企業に向けて人権啓発冊子を作成・周知し、外国人労働者や障がい者、中高年齢者等の多様な人材の活用を推進する。また、各種講座に利用してもらうため、啓発ビデオ・DVDの貸出を行う。			
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	継続	継続	継続	

取組・事業名	OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会との連携		担当課
方向性 No	(4)－⑦		多文化共生・男女共同参画課
事業内容・方針	大阪府が大阪出入国在留管理局や官民の関係団体と情報共有・相互連携し、外国人材の受入促進と共生の推進を図ることを目的に設置している「OSAKA 外国人材受入促進・共生推進協議会」と情報を共有する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	新規	継続	継続

労働・雇用に関するお悩みの方へ

## 労働相談

06-4309-3179

相談時間	月	火	水	木	金
9:00～12:00 12:45～17:30	○	○	○	—	○

※祝日及び12月29日から1月3日までを除く  
※窓口の相談をお受け付けし、不在の場合はお電話にて、お受け付けください。

よくあるご相談内容

- 賃金について  
賞金、残業代を支払ってもらえない!!
- 労働条件について  
労働契約や就業規則について教えてほしい!!
- ハラスメントについて  
パワハラ、セクハラなどで悩んでいる…  
※事業主の方のご相談にもお答えします。

匿名・無料  
秘密厳守

▶ 専門相談員がご質問にお答えします!

〒577-8521  
東大阪市茨木北一丁目1番1号 市役所本庁舎14階  
東大阪市 都市魅力産業支援センター 労働雇用政策室

労働相談

企業はいま…  
人権を尊重し、明るい職場づくりを

東大阪市

人権啓発冊子

## (5) 日常的なつながりの場と機会の創設

- ①外国人住民の地域社会への参加の促進
- ②外国人住民の地域参加の推進役を担う人材の育成と支援
- ③NPO等との連携
- ④外国人住民の言語や文化、歴史的背景を学ぶ機会の提供
- ⑤日本人住民と外国人住民が交流し、理解を深める場づくり
- ⑥市民による多文化共生をテーマにしたイベントの支援
- ⑦外国人住民の意見表明の機会の設置と尊重
- ⑧外国人コミュニティの支援と連携
- ⑨国際交流センター設置についての継続的な検討

取組・事業名	【再掲】 日本語教室の開催		担当課
方向性 No	(2)－⑥、(5)－⑤		多文化共生・ 男女共同参画課
事業内容・方針	日本に住む外国人に日本語を学習する場を提供し、日本語によるコミュニケーションを通じて支援する。学習者とボランティアがペアで日本語を学習することで、学習者にとって貴重な生活情報収集・相談の機会を提供する。また、ボランティアの多文化共生の理解促進、国際交流を図る。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	推進	推進	推進

取組・事業名	市民による多文化共生をテーマにした イベントの支援		担当課
方向性 No	(5)－⑥		多文化共生・ 男女共同参画課
事業内容・方針	地域の多文化共生の推進を図るため、国籍や民族などの異なる人々の交流や情報交換を通じて互いの理解を深めるために市民によって実施される事業を支援する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	【再掲】 多文化理解講座	担当課	
方向性 No	(1)－③、(1)－⑤、(5)－④	多文化共生・ 男女共同参画課	
事業内容・方針	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく多文化共生の市民意識啓発のため、各種多文化理解講座を実施する。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	実施	実施

取組・事業名	【再掲】 青少年センター教室活動	担当課	
方向性 No	(1)－③、(1)－⑤、(5)－④	長瀬青少年センター	
事業内容・方針	市民向けに文字や会話を学びながら、朝鮮半島の文化や風習なども学ぶハングル講座を市政だよりで広く募集し、開催する。外国の文化に触れる場を設け、楽しく学び、理解を深めながら、多文化共生の意義についての啓発を進める。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	実施	実施

取組・事業名	【再掲】 多文化共生をテーマにしたイベントを通じた市民との交流			担当課
方向性 No	(1)－①、(5)－⑤			多文化共生・ 男女共同参画課、 人権啓発課
事業内容・方針	東大阪国際交流フェスティバル・盾津ふれあいフェスティバルに参加し、パネル展示等を通じて、市民との交流や人権に関する啓発を行う。			
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	継続	継続	継続	

取組・事業名	【再掲】 民族文化講座			担当課
方向性 No	(1)－①、(1)－⑤、(5)－④			人権啓発課
事業内容・方針	日本人市民の韓国・朝鮮に対しての偏見や差別意識等をなくし、共に言葉や文化等を学び相互理解、共通認識を持つため、ハングルを学ぶ講座を実施する。			
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	実施	実施	実施	

取組・事業名	地域まちづくり活動助成金			担当課
方向性 No	(5)－③			地域活動支援室
事業内容・方針	地域資源の活用や地域課題の解決に向けたまちづくり活動の活性化を図り、わがまちとして愛着と誇りの持てる市民主体の魅力ある地域づくりの促進を目的としており、市民自らが企画・提案・実施する事業に助成金を交付し地域のまちづくり活動を支援する。			
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	継続	継続	継続	



取組・事業名	外国人のコミュニティとの連携		担当課
方向性 No	(5)－③、(5)－⑧		多文化共生・ 男女共同参画課
事業内容・方針	外国人のコミュニティとの連携に向けて、外国人支援をしているNPOや関連団体から情報を収集する。また、SNSを活用した外国人コミュニティとの連携についても検討を進める。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	新規	拡充	拡充



東大阪国際交流フェスティバル



日本語教室

## (6)災害時の支援体制の整備

- ①災害や感染症等に関する情報の多言語化、やさしい日本語の導入など効果的な情報発信
- ②防災に対する意識啓発・防災教育と訓練等への参加促進
- ③感染症流行時における新型コロナウイルス感染症対応の経験を活かした支援情報の効果的な発信と相談体制の整備、生活の安定化への支援
- ④文化、宗教、生活習慣等に配慮した災害時の支援体制の整備

取組・事業名	【再掲】 災害や感染症に関する情報の多言語化、やさしい日本語による情報発信			担当課
方向性 No	(2)－②、(6)－①			多文化共生・ 男女共同参画課
事業内容・方針	多文化共生情報プラザにおいて防災や感染症に関する情報を多言語、やさしい日本語で提供し、外国人が迅速に必要な情報を得ることができるよう努めている。			
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	推進	推進	推進	

取組・事業名	【再掲】 感染症の医療や健康に関する情報の多言語による提供			担当課
方向性 No	(2)－②、(6)－①			母子保健・感染症 課、保健センター
事業内容・方針	医療・健康に関する相談があった場合は、患者の職場の通訳等の協力依頼や三者通話、職員(翻訳機の活用)による個別対応を行っている。また多言語の服薬手帳やパンフレットを提供している。			
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	継続	継続	継続	

取組・事業名	【再掲】東大阪市防災ハザードマップ (洪水・土砂災害・ため池)		担当課
方向性 No	(2)－②、(6)－①		危機管理室
事業内容・方針	寝屋川流域等の想定最大規模降雨による浸水想定区域や土砂災害警戒区域、市が発令する避難情報、防災情報の収集や避難行動をまとめたハザードマップを作成しており、その中で Uni-Voice(ユニボイス)を掲載し、スマートフォンで読み取ると、各種情報を英語・中国語・韓国語・ベトナム語へ翻訳することができ、外国人も読めるよう努めている。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	【再掲】 火災で被災された方への案内		担当課
方向性 No	(2)－②、(6)－①		予防広報課
事業内容・方針	火災で被災された方の生活再建の手助けとなるように、各種申請や届出などの資料「火災で被災された方へ」の英語・中国語・韓国語・ベトナム語の翻訳バージョンを作成し、活用している。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	【再掲】 救急現場活動の多言語対応		担当課
方向性 No	(2)－②、(6)－④		警備課
事業内容・方針	救急現場活動における情報収集時の多言語対応として、救急隊用のスマートフォン多言語翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用している。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	【再掲】 119番通報の多言語対応		担当課
方向性 No	(2)－②、(6)－④		通信指令室
事業内容・方針	119番通報時、外国語による対応が必要となった場合、119番通報を切ることなく多言語通訳コールセンターとつなぎ、3者通話による通訳対応を行う。(24時間365日、英語、中国語、韓国語、ベトナム語等の19言語に対応)		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	【再掲】 消防局防災学習センター		担当課
方向性 No	(2)－②、(6)－①、(6)－②		予防広報課
事業内容・方針	消防局防災学習センター内で使用する映像「家族で学ぶ東大阪市の防災学習」「災害から守れ私たちの暮らし」「トライ君の防災教室」の英語・中国語・韓国語・タガログ語の字幕入りバージョンを作成、活用し、外国人の防災意識を高め、防災学習の大切さを伝えていく。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	人的受援個別マニュアル(通訳ボランティアの活動)の策定		担当課
方向性 No	(6)－④		多文化共生・ 男女共同参画課
事業内容・方針	大規模災害等の発生時に備え、災害時の活動及び業務を適切かつ円滑に実行できるよう、通訳ボランティアの活動について人的応援受入れの手順を定めている。		
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続	継続	継続

取組・事業名	【再掲】 避難所での多言語支援	担当課		
方向性 No	(2)－②、(6)－④	危機管理室		
事業内容・方針	避難所運営の一環として、新型コロナウイルス感染症対策に関する内容を含め必要となる案内表示等を多言語で作成し、各避難所へ配備する。案内表示は、英語・韓国語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語・スペイン語の6か国語で記載する。			
事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	継続	継続	継続	



東大阪市防災ハザードマップ



消防局防災学習センター

### 避難所での外国人支援について

多言語で記載された案内表示 (抜粋)

<p><b>受付</b></p> <p>受付 受理處 Tiếp nhận Reception Recepción</p>	<p><b>避難者スペース</b></p> <p>避難者スペース 避難者空間 Nơi tiếp nhận Espace aires Español: Reservado para albergados Área de los evacuados</p>	<p><b>体温を実施した上で、避難者カードの記入をお願いします</b></p> <p>体温測定後、避難者カードの記入をお願いします。 Vui lòng đo nhiệt độ rồi sau đó điền vào thẻ Please fill out evacuation card upon measuring your body temperature. Nota: medir a temperatura. Favor preencher o Cartão dos Albergados.</p>	<p><b>手洗消毒や石鹸での手洗い、マスクの着用をお願いします</b></p> <p>手洗消毒や石鹸での手洗い、マスクの着用をお願いします。 Hãy rửa tay và rửa tay bằng xà phòng và đeo khẩu trang để ngăn sự lây lan của virus. Please use hand sanitizer or wash your hands with soap, and wear masks appropriately, etc. Favor usar jabón/lejía para lavar sus manos, usar mascarilla o cubrirse con tela, etc.</p>
<p><b>マスクの着用をお願いします</b></p> <p>マスクの着用 必ずしてください 必ず着用してください Vui lòng đeo khẩu trang. Please wear a mask. Favor usar a máscara. Por favor, usar la mascarilla</p>	<p><b>土足厳禁</b></p> <p>土足厳禁 必ず守ってください 必ず土足厳禁 Vui lòng đi giày dép. Shoes strictly prohibited. Prohibido el uso de zapatos. Prohibido usar zapatos</p>		

避難所での多言語表記

## 4 行動計画の推進に向けて

### 1. 行動計画の推進体制

日本人住民と外国人住民が同じ地域社会の一員としてともに安心して暮らせる共生社会の実現をめざし、市の各部局が行動計画に基づき、必要な取り組みを行っていきます。

施策を進めるにあたっては、行政だけでなく、市民や事業者、民間団体、NPOなど、多様な主体と連携していきます。

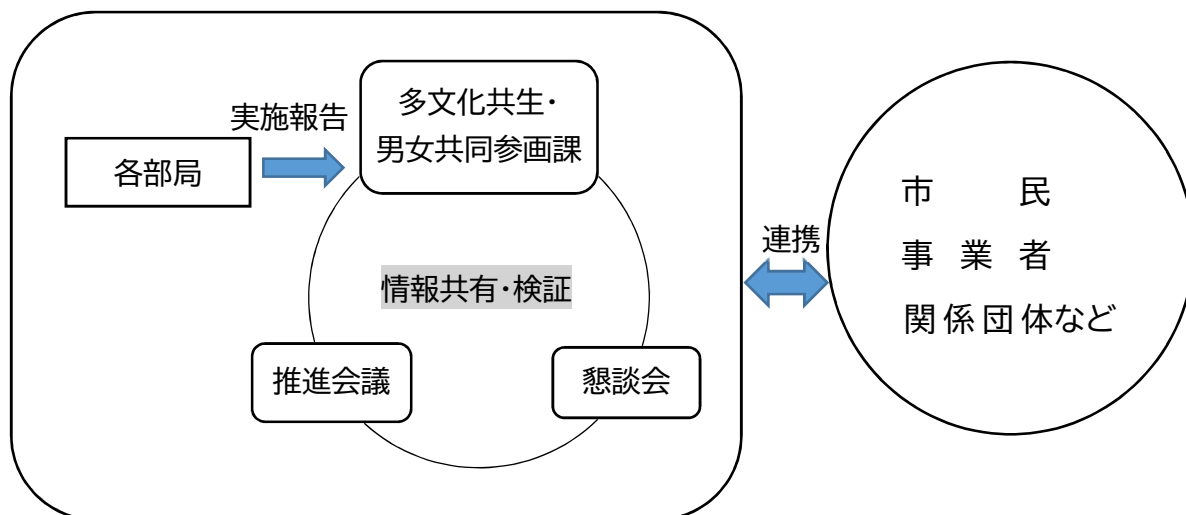
有識者等による「多文化共生のまちづくり有識者懇談会」(以下「懇談会」と言う。)の開催、庁内組織である「多文化共生のまちづくり推進会議」(以下「推進会議」と言う。)における議論・検討を重ね、行動計画を着実に推進していきます。

### 2. 行動計画の進行管理

行動計画に掲げた取り組みの着実な推進を図るため、担当課からの実施報告により毎年度進捗状況や課題を把握します。

進捗状況については、懇談会、推進会議と情報共有し、評価指標や事業計画の達成度について検証していきます。

推進会議での意見や懇談会からの情報提供に基づき、行動計画の必要な見直しを行うなど、適切な管理を行っていきます。





東大阪市多文化共生指針行動計画(2023年度～2025年度)

---

編集・発行

2023年(令和5年)3月

東大阪市 人権文化部 多文化共生・男女共同参画課

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号

TEL 06-4309-3300 FAX 06-4309-3823